

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 7 年 9 月 2 日

広島県水道広域連合企業団 広島水道事務所長 益田 康司

工 事 名	白ヶ瀬浄水場次亜注入設備更新工事
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業種種別	水道施設工事
公 告 日	令和 7 年 9 月 1 日
入 札 日	令和 7 年 9 月 24 日～令和 7 年 9 月 25 日
開札予定日	令和 7 年 9 月 26 日

- 1 公告変更（様式 2）
1 件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
—
- 3 修正事項等（様式 4）
—

公 告

令和 7 年 9 月 1 日付け公告「白ヶ瀬浄水場次亜注入設備更新工事」の「2 入札参加資格（7）配置予定技術者」を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 2 日

広島県水道広域連合企業団 広島水道事務所長 益田 康司

修正前	修正後
ア 専任配置の要否 請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、現場施工に係る監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない。（現場施工は<u>令和 8 年 2 月以降</u>を予定している。ただし、施工時期・実施工程については受注者が定め、工事の継続性・品質の確保等に支障がないよう適正に技術者を配置すること。）	ア 専任配置の要否 請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、現場施工に係る監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない。（現場施工は<u>令和 9 年 2 月以降</u>を予定している。ただし、施工時期・実施工程については受注者が定め、工事の継続性・品質の確保等に支障がないよう適正に技術者を配置すること。）